



電気需給約款[高圧]等以外の供給条件

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

2023年1月1日実施

料金その他の供給条件の内容

1 適用

- (1) この供給条件は、電気需給約款〔高圧〕（以下「需給約款」といいます。）、業務用電力2型約款〔高圧〕、業務用季節別時間帯別電力2型約款〔高圧〕、業務用休日高負荷電力約款〔高圧〕、業務用休日高負荷電力2型約款〔高圧〕、高圧電力2型約款〔高圧〕、高圧季節別時間帯別電力2型約款〔高圧〕、高圧休日高負荷電力約款〔高圧〕、高圧休日高負荷電力2型約款〔高圧〕、農事用電力約款〔高圧〕、深夜電力約款〔高圧〕、市場ハイブリッドプラン要綱または市場ハイブリッドプラン要綱（市場連動100%）（以下「当社が定める約款等」といいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。
- (2) この供給条件は、2023年2月分の託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）の始期から2023年10月分の計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

2 料金の特別措置

当社が定める約款等にもとづき電気の供給を受けるお客さまの電力量料金は、需給約款14（業務用季節別時間帯別電力）（5）、需給約款15（高圧季節別時間帯別電力）（1）もしくは（2）ホ、需給約款16（業務用電力）（5）、需給約款17（高圧電力）（1）もしくは（2）ホ、需給約款18（臨時電力）（3）、需給約款19（自家発補給電力）（1）ハもしくは（2）ハ、需給約款20（予備電力）（3）、業務用電力2型約款〔高圧〕5（料金）、業務用季節別時間帯別電力2型約款〔高圧〕5（料金）、業務用休日高負荷電力約款〔高圧〕5（料金）、業務用休日高負荷電力2型約款〔高圧〕5（料金）、高圧電力2型約款〔高圧〕4（契約電力が500キロワット以上となるお客さまの料金その他の供給条件）（3）もしくは5（契約電力が500キロワット未満となるお客さまの料金その他の供給条件〔高圧電力A2型〕）（3）、高圧季節別時間帯別電力2型約款〔高圧〕4（契約電力が500キロワット以上となるお客さまの料金その他の供給条件）（3）も

しくは5（契約電力が500キロワット未満となるお客さまの料金その他の供給条件〔高圧季節別時間帯別電力A2型〕）（3）、高圧休日高負荷電力約款〔高圧〕4（契約電力が500キロワット以上となるお客さまの料金その他の供給条件）（3）もしくは5（契約電力が500キロワット未満となるお客さまの料金その他の供給条件〔高圧休日高負荷電力A〕）（3）、高圧休日高負荷電力2型約款〔高圧〕4（契約電力が500キロワット以上となるお客さまの料金その他の供給条件）（3）もしくは5（契約電力が500キロワット未満となるお客さまの料金その他の供給条件〔高圧休日高負荷電力A2型〕）（3）、農事用電力約款〔高圧〕5（料金）、深夜電力約款〔高圧〕5（料金）、市場ハイブリッドプラン要綱7（料金）（1）もしくは（2）イまたは市場ハイブリッドプラン要綱（市場連動100%）6（料金）（1）にかかわらず、需給約款別表3（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

3 燃料費調整単価の特別措置

- (1) 当社が定める約款等にもとづき電気の供給を受けるお客さまの燃料費調整単価は、需給約款別表3（燃料費調整）（1）ロにかかわらず、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (2) \text{の基準燃料費調整単価} - (4) \text{の特別措置の燃料費調整単価}$$

ただし、市場ハイブリッドプラン要綱7（料金）（2）または市場ハイブリッドプラン要綱（市場連動100%）6（料金）（2）の市場価格調整額を算定する場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (2) \text{の基準燃料費調整単価}$$

- (2) 基準燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以

下第1位で四捨五入いたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{\text{(3)の基準単価}}{1,000}$$

- (3) 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	22 銭4厘
------------	--------

- (4) 特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年2月分の計量期間等の始期から2023年9月分の計量期間等の終期までの期間	2023年10月分の計量期間等
1キロワット時につき	3 円50銭	1 円80銭

4 そ の 他

その他の事項については、当社が定める約款等に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この供給条件は、2023年1月1日から実施いたします。